

第6節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を大きくむ学校教育を推進します。また、「社会全体で子どもを育てる」という考え方にに基づき、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭・地域・学校の連携による教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

現状と課題

今の子どもたちは、自ら調べ、判断し、表現する力が不十分であるといわれています。また、学年があがるにつれ授業が分かる割合が低下しているなどの課題があります。

学校で身に付けた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実が求められています。

子どもたちの言語能力が低下しており、思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実や、すべての知的活動の基盤となる国語力の向上が求められています。

施策の方向

基礎・基本を身に付けるため、自分で課題を見つけ、自ら学び、解決することのできる「確かな学力」の向上に努めます。

体験的な学習や自ら課題を見つけ解決に導く学習を取り入れるとともに、多様な科目開設と選択教科の拡大を図るなど、魅力ある授業づくりに努めます。

小学校低学年への30人学級の実施をはじめ、子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導など「きめ細かな指導」の充実に努めます。

相手や目的、場面に応じた言葉遣いや表現ができるよう、指導の工夫改善に努めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
基礎学力向上への取り組み	・小学校 反復練習による「読み・書き・計算」の徹底、読書習慣の確立等 ・中学校 国語力、論理的な思考力、数学的処理能力の育成等 ・高等学校 読書活動の充実、国語力の向上、科学的・数学的な思考力の育成等							教・義務教育課 教・高校教育課
地域の人材を活用した教育	学校教育活性化のため、各分野に優れた知識、経験、技能を持つ社会人の活用 【数値目標】H16 53% H21 75% 活用校の割合							教・義務教育課
魅力ある高校づくり								
全日制単位制高校 ¹ の設置	全日制単位制高校の設置の促進 【数値目標】H16 3校 H21 4校							教・新しい高校づくり推進室
総合学科高校 ² の設置	総合学科高校の設置の促進 【数値目標】H16 3校 H21 5校							教・新しい高校づくり推進室
少人数教育の推進「かがやき30プラン」	30人学級編制が新アクティブクラス ³ を選択 【数値目標】H16 小学校1年生 H21 小学校2年生 実施対象学年							教・総務課 教・義務教育課
国語力の向上	指導事例集の作成、指定校による授業の研究実践 【数値目標】H16 2校 H21 全校 実践校							教・高校教育課

- 1 全日制単位制高校 多様な生徒の学習ニーズに対応するため、学年による教育課程の区分を設けず、一定の単位を修得することにより卒業が認められる高校
- 2 総合学科高校 自己の適性に応じた進路選択ができるよう、幅広く設定された普通・専門科目の中から、自分で選択し学ぶことができる高校
- 3 新アクティブクラス 40人学級編制において、1学級の児童数が31人以上の全学級に非常勤講師を各1名配置



(2)豊かな心の育成

現状と課題

多発する子どもによる重大事件から、子どもたちにかげがえのない命についての実感や自分の感情を抑制する力が培われていないことなどが指摘されています。

子どもたちに、命を大切にすることの教育や次世代の親をめぐむ視点から、子どもを生き育てることの喜びや意義についての理解を深めるための取り組みが必要です。

人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を身に付ける機会が少なくなっており、「生きる力」の核となる豊かな人間性をはぐくむ教育の充実が求められています。

子どもたちに高齢者や障害者などに対する理解を深め、共に生きる心を学び育てることが必要です。

いじめ・不登校や問題行動等は依然として深刻であり、子どもたちに思いやりの心、ねばり強く挑戦する意志などの豊かな心や感性をはぐくむことが必要です。

施策の方向

将来の親となる世代が命の尊さを実感したり、子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて、小・中・高等学校の各段階で理解を深める取り組みを推進します。

豊かな人間性や社会性を身に付けるため、子どもの発達段階に応じて、文化財や地域の施設の活用、また、異年齢や異世代、他地域の人々との交流を図る様々な体験が、計画的・効果的に実施できるよう努めます。

自然体験や環境保全、異世代との交流などの体験活動や、地域の行事への積極的な参加を促進します。

福祉、介護、看護等の体験活動を通じて、福祉・医療に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。

いじめ・不登校や問題行動等に対応するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援に、家庭、地域や関係機関と連携して取り組みます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
「命の大切さ」を学ぶ教育の推進								
心に元気をはぐくむ道徳教育の推進	推進校を指定し道徳教育の充実 【数値目標】H16 50校 H18 150校 延べ実践校数	→						教・義務教育課
児童・生徒の心に響く道徳教育の推進	推進校を指定して、生命を尊重する心を育てるための道徳教育の推進 【数値目標】H16 4校 H21 8校 延べ実践校数	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課
命の大切さを学ぶ体験活動の推進	推進校を指定して、命を大切にすることをはぐくむための体験活動を実施 【数値目標】H16 - H21 8校 延べ実践校数				→	→	→	教・義務教育課 教・高校教育課
豊かな未来をはぐくむ高校教育の推進	豊かな心の育成のため、県立高校が教育課程に基づき実践する取り組みへの支援	→						教・高校教育課
豊かな体験活動の推進								
遠くの町の体験活動	よりよく生きるため、知恵や実践力を身に付けさせるための環境の異なる地域で体験活動 【数値目標】H16 2校 H21 8校 延べ実践校数	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課
豊かな体験活動	豊かな心を育てるための福祉・ボランティア活動の実践 【数値目標】H16 12校 H21 24校 延べ実践校数	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課 教・高校教育課
フロンティアアドベンチャーふるさと海洋道中	青少年の健全育成を図るための洋上研修と自然体験活動	→	→	→	→	→	→	教・社会教育課
環境を守るための学習会	環境保全意識を高め、環境保全に向けた取り組みを実践させるための環境アドバイザーによる学習会の開催	→	→	→	→	→	→	循環型社会推進課
豊かな心の育成の推進	道徳教育推進校の指定、教育フォーラムの開催等 【数値目標】H16 50校 H18 150校 延べ指定校数	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課
高校生の一日リハビリテーション体験(再掲)	リハビリテーションに関する普及啓発のため、高校生を対象に医療の現場で介助の体験 【数値目標】H16 230人 H21 300人 参加者数	→	→	→	→	→	→	長寿社会課
高校生の一日看護師	医療の現場で看護師業務の体験	→	→	→	→	→	→	医務課
学校不応児童生徒に対する支援	不登校となった児童生徒の自立支援のための適応指導教室 【数値目標】H16 33.3% H21 42% 児童生徒の再登校率	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課 教・高校教育課
スクールカウンセラーの配置・派遣	いじめ・不登校を解決するための専門相談員の配置・派遣 【数値目標】H16 70校 H21 100校 配置校数	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課 教・高校教育課
いじめ・不登校ホットライン	専門の相談員による児童生徒や保護者のための相談支援	→	→	→	→	→	→	教・総務課

...新規事業

(3) 幼児教育の充実

現状と課題

幼児を取り巻く環境は大きく変化していますが、健やかに育つために、必ずしもよい環境ではありません。幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼児教育の一層の充実が求められています。

幼児教育の専門施設である幼稚園を中核に、家庭、地域が連携した幼児教育に関する施策を推進する必要があります。

施策の方向

就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な指針を策定します。

幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校との連携強化など幼児教育の一層の充実に努めます。

心身に障害のある幼児が、健常児との交流や将来の社会参加に備えた幼児教育を受けることができるよう、教員の確保や施設整備など環境の整備を推進します。

幼稚園の開放や教育相談の開催など、幼稚園の持つ機能を活用し、子育て支援活動を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
幼児教育プログラムの策定	幼児教育の質の向上と幼児教育に関する政策プログラムの策定							教・義務教育課
私立幼稚園の支援								
3歳児の就園の促進	3歳児の就園を促進するための私立幼稚園への助成	→						私学文書課
個に応じた多様な教育の推進	チームによるきめ細かな幼児教育を実施するための私立幼稚園への助成 【数値目標】H16 43園 H21 50園 実施幼稚園数	→						私学文書課
障害児の就園の促進(再掲)	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成	→						私学文書課
幼稚園が行う子育て活動への支援								
幼稚園における子育て支援活動	子育て支援活動を行うための私立幼稚園の施設整備に対する助成 【数値目標】H16 - H19 5園 実施幼稚園数		→					私学文書課
子育て相談や施設の地域への開放	施設や機能を地域に開放する子育て支援活動への助成 【数値目標】H16 48園 H21 50園 実施幼稚園数	→						私学文書課
幼稚園における預かり保育の実施(再掲)	共働き家庭における幼児教育へのニーズに応えるため、通常の教育時間終了後2時間以上預かり保育を実施する私立幼稚園への助成 【数値目標】H16 57園 H21 63園 実施幼稚園数	→						私学文書課

...新規事業

(4) 特別支援教育の充実

現状と課題

ノーマライゼーションの理念が社会に広がる中、障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育のさらなる充実を図ることが必要です。

学習障害(LD)¹、注意欠陥/多動性障害(ADHD)²、高機能自閉症³等のある児童生徒に対する特別な教育的支援の体制づくりを進める必要があります。

- 1 学習障害(LD).....全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。
- 2 注意欠陥/多動性障害(ADHD).....不注意な言葉や動作が多発する。絶えず落ちつきなく動き回り、衝動的な言動が頻繁に見られるなどの状態が最低6か月以上続く。
- 3 高機能自閉症知的障害を伴わない自閉症

施策の方向

盲・ろう・養護学校から特別支援学校(仮称)へ転換し、指導体制や指導方法の工夫改善を図るとともに、地域における特別支援教育のセンター校としての機能の充実を図るため、教育環境整備に努めます。

これまで特殊教育が対象としてきた障害のある児童生徒のみならず、通常の学級に在籍している学習障害(LD)等に対する特別な教育的支援を行うため、実態把握や指導内容・方法等を研究し、校内支援体制の一層の整備と充実に努めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
特別支援教育体制の整備								
検討委員会の設置	特別支援教育を推進するための検討委員会の開催、実態調査の実施							教・義務教育課 教・高校教育課
研修の実施	管理職研修、担当教員研修会の実施			→				教・義務教育課 教・高校教育課
特別支援教育の推進								
障害児就学前教育相談の充実(ブレスクールシステム)	就学相談、体験学習の実施 【数値目標】H16 1,300回 H21 1,600回 開催回数	→						教・高校教育課
交流活動の推進	交流教育提携校の指定、交流活動の推進 【数値目標】H16 38校 H21 40校 交流提携校数	→						教・義務教育課 教・高校教育課

...新規事業

(5)家庭・地域の教育力の充実

現状と課題

核家族化等により、家庭での教育力が低下しており、親の教育力の向上を図り、家族全員で子育てが担えるよう、家庭教育の支援に努める必要があります。

人々のつきあいの希薄化により、地域で子どもを育てる機運が薄れていることから、体験活動や伝統行事等への参加など地域全体で子どもを育てる環境づくりが必要です。

施策の方向

妊娠期の親を対象とした両親学級、就学前の子育て講座、PTAと連携した学習会など、子どもの発達段階ごとに学習機会の充実を図ります。

父親の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業や幼稚園・保育所及びその保護者組織等と連携した父親教育のための取り組みを推進します。

育児不安や悩みに関する相談体制の整備、地域での子育てグループづくりやネットワークづくりの支援に努めます。

自然体験や社会体験など多様な体験活動の場を提供したり、地域の行事への参加や家庭・地域などが連携した取り組みを推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
家庭教育における学習機会の提供								
親育ちの推進	妊娠期、就学時期、思春期に家庭教育の大切さについての学習機会の提供 【数値目標】H16 139講座 H21 170講座 講座数	→						教・社会教育課
父親を考えるフォーラム	父親の家庭教育参加のための啓発	→						教・社会教育課
男女共同参画学習会の開催	男女共同参画の理解のための指導者の養成、学習会の開催	→						教・社会教育課
家庭教育手帳の配布	乳幼児から小中学生までの子育てやしつけを解説した冊子の配布	→						教・社会教育課
相談体制と子育てネットワークづくり								
幼児教育放送「子育て日記」	乳幼児期を対象とした子育て情報の提供	→						教・社会教育課
子育てサポーターリーダーの活用	子育て支援に関するアドバイザーの養成、支援活動の推進	→						教・社会教育課
子育て支援コーディネーターの養成(再掲)	地域の子育て家庭を支援する人材の養成 【数値目標】H16 - H21 200人 養成者数			→				教・社会教育課
地域における体験活動等の促進								
地域子ども教室	放課後や週末に児童・生徒が安全・安心して活動するための子どもの居場所を整備し体験活動を実施 【数値目標】H16 27か所 H21 50か所 実施か所数	→						教・社会教育課
青少年の学習成果の活用	生涯学習への動機付けのため、青少年を講師として募集し、その体験や学習成果を発表する講座を開催	→						生涯学習文化課
「声かけ、あいさつ運動」の推進	地域社会の連帯感を強めるための街頭キャンペーン、標語の募集、ポスターの作成	→						県民生活課

...新規事業

(6)スポーツ・健康教育の充実

現状と課題

近年、児童の体力の低下が見られ、学校体育では子どもたちが生涯にわたって運動に親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むための基礎的能力を育成することが重要となっています。

偏食や欠食、慢性的な生活習慣の乱れやストレスに起因した心身の健康問題が深刻化しており、健康の増進に向けた一層の取り組みが求められています。

施策の方向

学校の授業や運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなどして、体育、スポーツ活動の充実を図ります。

学校・家庭・地域の連携を深め、子どもたちが自発的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、地域スポーツへの積極的な参加を促進します。

正しい食生活など基本的な生活習慣を身に付けるとともに、日常の健康観察の重視、定期健康診断の実施など保健管理の充実を図ります。

児童生徒の発達段階や実態に即し、地域の実情に応じた安全、安心な学校給食を実施し、望ましい食習慣の育成に努めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
学校体育の指導体制の充実								
学校体育の充実	小学校の実技指導に外部の協力者を派遣	→						教・スポーツ健康課
運動部活動の充実	中学・高校の運動部活動への外部指導者の派遣	→						教・スポーツ健康課
指導者講習会の開催	中央講習会への派遣と県内指導者への伝達講習 【数値目標】H16 180人 H21 220人 参加者数	→						教・スポーツ健康課
総合型地域スポーツクラブの育成支援	市町村等が設立する総合型地域スポーツクラブへの育成支援 【数値目標】H16 5% H21 85% 市町村実施率	→						教・スポーツ健康課
健康教育の充実								
健康教育指導者の研修会	学校における健康教育、指導方法に関する研修	→						教・スポーツ健康課
学校栄養職員の研修会	学校における食育の推進に関する研修	→						教・スポーツ健康課

総合型地域スポーツクラブ ……地域住民が自主的・自発的に設立運営し、地域の子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブ

(7) 芸術文化活動の推進

現状と課題

生活様式の変化や少子高齢化、過疎化の進行、地域社会の変容などにより、民俗芸能や伝統文化などが失われつつあります。

未来を創る子どもたちを、地域文化の継承・創造を担う人材として育成するため、本県の歴史等を学び、地域独自の祭り、芸能、民話などの伝統文化を継承していくとともに、貴重な文化財等を保存し、活用を図る必要があります。

芸術文化活動の推進や子どもの健全育成の場として、美術館、文学館、博物館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用が求められています。

施策の方向

県内に残る貴重な風俗習慣や民俗芸能について、その保存と継承に努めます。

子どもたちに身近なところで芸術鑑賞ができる機会の提供や高校生の芸術文化活動への支援を行います。

芸術文化や歴史文化を学習するため、子どものためのワークショップ等、美術館や博物館などの文化施設の活用を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
伝統文化の保存と継承	民俗文化財、伝統文化等の保存と継承	→						教・学術文化財課
芸術文化活動への取り組み								
巡回児童劇場の開催	児童に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、学校施設を利用した演劇鑑賞機会の提供	→						生涯学習文化課
高校生の芸術文化活動への支援	芸術文化活動推進のための芸術文化祭の開催や参加への支援	→						教・高校教育課
芸術文化施設の活用推進								
美術館の活用	子どものためのワークショップ	→						教・学術文化財課
文学館の活用	文学教室、朗読鑑賞会、映画鑑賞会、文学館ウォッチング等	→						教・学術文化財課
考古博物館の活用	子どもチャレンジ博物館、土器づくり、実技講座	→						教・学術文化財課
博物館の活用	夏休み自由研究プロジェクト、古文書講座、民具づくり教室			→				教・学術文化財課
県立図書館の活用	子どもたちに本の素晴らしさや読書の楽しさを伝え、大人にも理解を深めてもらうため、子どもに勧めたい本を紹介	→						教・社会教育課

...新規事業

子育てサポート

☺ 子育て相談総合窓口の開設

県ではこれまで、相談内容に応じた電話等の相談業務を進めてきましたが、窓口が専門領域ごとに分かれており、どこに相談すればよいかわかりにくいという県民の声も聞かれました。

ここでは、子育て家庭に対する支援を推進するため、子育て相談に対する総合窓口を設置して、それぞれの関係機関と連携を図りながら、安心して子育てができる環境づくりを支援するものです。

設置場所 福祉プラザ1F(甲府市北新1-2-12)

設置年月日 平成17年4月14日

電話番号 055-251-4152, 4153

相談時間 月曜日~金曜日(除く祝祭日、年末年始)
午前10時~午後5時

☺ 「安心子育てテレフォン」(仮称)の開設

身近な電話を用いて、妊娠、子育て期における様々な情報を、いつでも簡単に得られることができるようにするため、24時間子育て情報を提供する電話自動応答システム(安心子育てテレフォン)を設置します。

開設日 平成17年10月1日(予定)

電話番号 055-252-0192 (いくじ)

情報内容 お母さん編 お母さんのからだ、胎児への影響で気になること等)

赤ちゃん編 からだ、発育、情緒、しつけ、世話、応急処置等)

乳幼児の事故防止と応急手当編 (要因別の事故、応急手当等)

利用方法 プッシュボタンにより必要とする情報を選択していくシステム

☺ 子育て支援ホームページの開設

核家族の増加や近所づきあいの希薄化などにより、世代間の育児知識の継承の減少や近隣からの子育てへの協力も得られにくくなるなど、子育て環境も変化し、子育て中の親にとって育児の不安感や孤立感が課題となっています。子どもが健全に育つためには、親が安心して子どもを生み育てることのできる環境が必要であり、子育て支援ホームページを設置し育児支援を実施することとしています。

☺ 子育てハンドブックの作成

これから出産や育児をする親に子育て支援にかかる様々な制度等を紹介し、子どもを育てていく親が安心して子育てに取り組める環境をつくるために、平成11年・平成14年度に引き続き平成17年度に「子育てハンドブック」を作成し、市町村を通じて配布していきます。

第7節 仕事と子育てを両立するための支援

男女がともに職業生活や家庭生活等における責任を果たしていけるよう、雇用の分野における均等な機会と待遇を確保するとともに、家族との時間を大切にできる職場環境など働き方の見直しにより、男性の育児参加を促し、仕事と子育ての両立を推進します。

(1) 働きやすい環境づくり

現状と課題

本県の年間総労働時間は年々減少していますが、今後も、労働者の生活等に配慮した労働時間の設定など、労働条件の改善を促進する取り組みが必要です。また、女性の年齢別の労働力率は出産や育児期に大きく減少し、その後回復するというM字型を描いており、就業希望がありながら仕事をやめている状況があります。

中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進など労働条件の改善や、子育てしやすい職場環境づくりについて、事業主の理解を深める取り組みが必要です。

男女共同参画について、様々な取り組みを推進していますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っているため、あらゆる機会を通じて県民意識の高揚を図る必要があります。

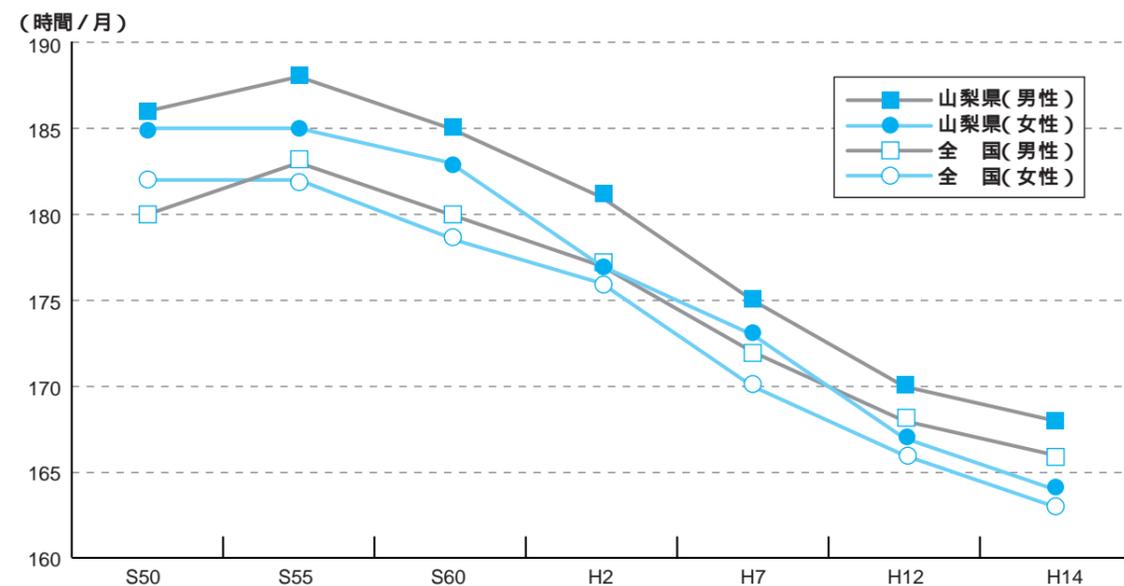
施策の方向

育児休業の取得や労働時間の短縮、男性の育児参加など子育てしやすい職場環境の整備や事業主の行動計画の策定について、事業主を対象とした普及啓発や、中小企業における取り組みの促進を図ります。

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行を是正するため、県民を対象とした啓発活動を行うとともに、市町村長や事業主等が自ら先頭に立って男女共同参画を推進してもらう研修など男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

農業分野におけるパートナーシップを確立するため、農業経営や地域活動等に男女が対等な立場で参画できる環境整備を進めます。

【企業労働者の所定内実労働時間の推移】



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
仕事と子育ての両立支援の啓発								
セミナーの開催	中小企業の事業主を対象としたセミナーの開催			→				児童家庭課
子育てを応援する企業の募集・応援	子育てを応援する企業を募集し、広く紹介する			→				児童家庭課
リーフレットの作成	子育てを応援する企業の取り組み事例等を広く紹介する			→				児童家庭課
中小企業関係者との意見交換	中小企業の職場環境整備についての意見交換			→				児童家庭課
父親を考えるフォーラム(再掲)	父親の家庭教育参加のための啓発	→	→	→	→	→	→	教・社会教育課
労働に関する理解の促進								
パンフレット作成	育児休業制度等の導入及び利用の促進のための啓発【数値目標】H15 0.7% H21 10%(国の目標) 男性の育児休業取得率							労政雇用課
労働時間短縮の啓発	労働時間短縮を啓発するための標語・写真コンクール【数値目標】H15 1,853時間 H21 1,800時間(国の目標) 年間総実労働時間	→	→	→	→	→	→	労政雇用課
雇用労働フォーラムの開催	事業主、労働者を対象としたフォーラムの開催	→	→	→	→	→	→	労政雇用課
労働に関する情報の提供	広報誌「やまなし労働」の発行、インターネットによる情報提供	→	→	→	→	→	→	労政雇用課
女性のための働きやすい環境づくり								
ポジティブアクションの促進	男女間の格差解消のための積極的な取り組みへの働きかけ、セミナー共催	→	→	→	→	→	→	労政雇用課
女性就労実態調査	女性の就労状況に関する実態調査の実施							労政雇用課
男女共同参画についての啓発活動								
パートナーシップセミナー	男女が自立し共に輝く社会をつくるため、男性学講座、共生学講座、生活自立応援講座等の開催	→	→	→	→	→	→	男女共同参画課
男女共同参画に関する情報の提供	女性が意欲と能力に応じて様々な活動に積極的に参画することを可能にするため、ホームページを開設	→	→	→	→	→	→	男女共同参画課
トップセミナー	市町村長や企業の経営者等の指導的な立場にある人が、男女共同参画の取り組みについて先頭に立って推進するための研修会の開催	→	→	→	→	→	→	男女共同参画課
農村女性活動推進プランの実践	・家族経営協定の推進 ・女性リーダーの養成 【数値目標】H16 195件 H21 230件 家族協定締結数	→	→	→	→	→	→	農業技術課

...新規事業

(2)企業に対する支援

現状と課題

中小企業については、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善について、取り組みやすくするための支援が求められています。仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置の促進が必要です。

施策の方向

中小企業の事業主による育児休業や短時間勤務制度等の規定の整備や、男性労働者が子育てに参加しやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。事業所内保育施設の設置等についての制度の普及や、地域の保育所に預けることが困難な保健医療従事者のための保育施設の設置を促進します。

【育児に関する制度の整備状況】

年度	育児休業制度	育児のための短時間勤務制度	子どもの看護休暇制度	事業所内保育所
H6	34.2%	-	-	-
H9	42.9%	19.3%	-	1.4%
H12	27.1%	15.4%	-	0.7%
H15	42.5% (248社/583社)	22.5% (131社/583社)	8.6%	1.0%

「-」は、その年度の調査項目に入っており、数値が入らない部分です。

資料：山梨県「女性労働者就業実態調査」

【育児休業の取得状況】

	出産した女性労働者に占める 育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める 育児休業取得者の割合
H12	72.9% (62人/85人)	0.3% (1人/382人)
H15	77.9% (81人/104人)	0.7% (2人/291人)

資料：山梨県「女性労働者就業実態調査」

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
労働条件の改善のための助言	中小企業労働施策アドバイザーによる相談、助言	→						労政雇用課
中小企業の職場環境を整備するための支援								
講習会・相談会	育児休業制度等の規定の整備のための講習会・相談会	→						労政雇用課
制度の普及								
事業主への助成制度の周知	事業所内託児施設や育児休業取得に関する助成制度の普及啓発	→						労政雇用課
店舗等におけるベビーシート等の設置促進(再掲)	乳幼児を連れて買い物等の外出をしやすくするため、ベビーシートや授乳スペース等を整備する事業者への助成【数値目標】H16 - H21 50か所設置か所数	→						児童家庭課
病院内保育施設の設置促進(再掲)	勤務時間が特殊であることから、地域の保育所の利用が困難な看護職員等のため、病院内において保育施設を設置・運営する事業に対し助成	→						医務課

そのほかの企業への支援事業

...新規事業

(財)21世紀職業財団

事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内に設置、運営を行う事業主等に対して費用の一部を助成します。

育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用について補助する旨を規定し、実際に補助等を行った事業主に対して一定割合を助成します。

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給します。

育児両立支援奨励金

子を養育する労働者が利用する短時間勤務制度等を新たに規定し、これらの制度を利用した場合、事業主に対して支給します。

看護休暇制度導入奨励金

子を養育する労働者が、子の看護のために年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度を新たに規定し、労働者に利用させた事業主に対して支給します。

育児休業取得促進奨励金

育児休業取得促進のための環境整備を図る旨の届出を行い、促進のための措置を実施し、雇用する男性労働者及び女性労働者のそれぞれに育児休業取得者が生じた事業主に対して支給します。

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業等取得者がスムーズに職場復帰できるよう、労働者の能力開発・向上を図るために在宅講習等の措置を実施した事業主等に対して支給します。

(財)こども未来財団

ベビーシッター育児支援事業

就労又は延長保育に従事するため、ベビーシッター育児支援サービスを利用した場合、財団と協定を締結した事業主の従業員等に対して利用料金を軽減します。義務教育就学前の双子等多胎児を養育する保護者や産前産後の受診や体調不良等により育児支援サービスを利用した場合、事業主に雇用された従業員に対して利用料金の一部を助成します。

地域児童健全育成施設整備助成事業

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等を対象とした、放課後児童健全育成事業を実施する施設を整備する事業主等に対して、工事費等の一部を助成します。

保育遊具等助成事業

従業員のための事業所内保育施設を運営している場合、保育遊具や給食・調理設備等を購入する事業主に対して、購入経費の一部を助成します。

保育活動促進事業

事業所内保育施設で、お年寄り等の協力を得て行う世代間交流活動や創意工夫をこらした保育活動を行う事業主に対して、活動経費の一部を助成します。

融資利子補給事業

中小企業者等が、地域児童健全育成施設や事業所内保育施設等の整備について融資を受けた場合、償還にあたり利子補給を行います。

商工会等児童健全育成活動助成事業

幼児や児童を対象に、世代間交流活動や郷土文化の伝承活動等のグループ活動を行う商工会議所等に対して、活動経費の一部を助成します。

企業等福利厚生施設開放助成事業

事業主が所有するグラウンドや体育館等の施設を地域の児童健全育成活動として定期的に開放した場合、施設の維持管理経費を助成します。

授乳コーナー・キッズルーム整備助成事業

デパート等不特定多数の人が利用する施設に、授乳コーナー、キッズルームを整備した場合、施設の設置者に対して工事費等を助成します。

商工会等育児支援助成事業

商店街の空き店舗を利用して子どもを一時的に遊ばせたり、世代間交流等を実施する商工会議所等に対して、活動経費の一部を助成します。

第8節 子育てを安全・安心にできる環境づくり

妊婦や乳幼児を連れて来た人のため、街路や公共施設等のバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境づくりを推進します。また、身近な地域での犯罪を抑止するため、地域ぐるみの防犯活動を推進するなどの安全・安心なまちづくりや交通安全のための意識の普及・啓発、交通安全教育を推進します。

(1) 子育てにやさしい環境づくり

現状と課題

妊婦や乳幼児を連れて来た人が、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できる環境の整備が求められています。

妊婦や乳幼児を連れて来た人が外出しやすい環境づくりが必要であり、社会全体があたたかい目で見守る取り組みが求められています。

施策の方向

妊婦や乳幼児を連れて来た人が、公共施設や公共交通機関をはじめ、大勢が利用するデパートや公園などを快適に利用できるバリアフリー化を推進するため、事業者や管理者と連携した取り組みを推進します。

公営住宅の整備については、多子世帯等に配慮した居住環境の確保や優先入居を推進します。

子育てに対する県民の認識や理解を深めていくための啓発活動に取り組みます。

バリアフリー化……障害者や高齢者などの社会参加を困難にしている物理的、制度的、文化・情報面、意識上の障壁を除去すること。



具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
安全で快適な道路の整備								
街路等を整備する事業	安全・安心なまちづくりのためのあんしん歩行エリア内道路の整備 【数値目標】H16 75% H21 93% 事業か所の整備率	→						道路整備課 道路企画室 道路管理課 都市計画課
歩道のフラット化を進める事業	子供等交通弱者が安心して通行できるよう歩道のフラット化などの整備 【数値目標】H16 44km H21 64km 歩道のフラット化延長	→						道路管理課
快適でうるおいのある公共施設等の整備								
地域振興資金	市町村が行う学校、その他公共施設のバリアフリー化のための経費に対する融資	→						市町村課
店舗等におけるベビーシート等の設置促進	乳幼児を連れて買い物等の外出をしやすくするため、ベビーシートや授乳スペース等を整備する事業者への助成 【数値目標】H16 - H21 50か所 設置か所数			→				児童家庭課
公園緑地の整備	子ども連れにやさしい都市公園の整備 【数値目標】H16 1.6m ² H21 1.8m ² 1人当たり都市公園面積	→						都市計画課
河川空間の整備	子供たちが自然とのふれあう機会を増進するための河川空間の整備 【数値目標】H16 - H21 33か所 設置か所数			→				治水課
公共交通機関等のバリアフリー化								
鉄道駅のバリアフリー化	高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全で快適に鉄道駅を利用できるようにするための駅の設備整備への助成 【数値目標】H16 2駅 H21 5駅 整備駅数	→						リニア交通課
乗合バスのバリアフリー化	高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全で快適に乗合バスを利用できるようにするためのノンステップバス等導入への助成 【数値目標】H16 12% H21 25% ノンステップバス等導入率	→						リニア交通課
質の高い住宅の提供								
公営住宅の整備	個人のプライバシー、家庭の団らん等に配慮した適正な広さをもつ住宅の整備 【数値目標】H16 604戸 H21 810戸 整備戸数	→						住宅課
優先入居の推進	公営住宅における多子世帯等への優先入居枠 【数値目標】H16 13戸 H21 新築住宅の2割	→						住宅課
子育てに対する理解を深めるための広報活動	子育ては、子育て家庭だけでなく社会全体で取り組むことの重要性を啓発	→						児童家庭課

…新規事業

(2)安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

近年の社会経済情勢の変化や地域における犯罪防止機能の低下等に伴い、街頭犯罪や組織犯罪等が増加しています。これらの犯罪の抑制に向け、地域ぐるみで防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

共働き世帯の増加や近隣関係の希薄化など、地域において子どもを犯罪から守る機能が低下しており、地域における関係団体等の連携した取り組みが必要です。

学校において凶悪な犯罪が発生していることから、学校が家庭や地域の関係団体と連携した安全管理に対する取り組みを継続的に行う必要があります。

施策の方向

安全が確保され、安心して暮らすことができるまちづくりを総合的に推進する体制を整備するとともに、安全・安心なまちづくりの普及を図ります。

子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置をするとともに、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、犯罪に関する情報提供や自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取り組みを推進します。

学校が家庭、地域と連携した子どもの犯罪被害の防止や学校独自の安全管理に関するマニュアルの作成、防犯教室の実施など学校における安全対策を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
安全・安心なまちづくり推進体制の整備								
安全・安心なまちづくり推進本部(仮称)の設置	安全・安心なまちづくりに係る総合的な施策の推進							県民生活課
安全・安心なまちづくり推進会議(仮称)の設置	行政、県民、事業者が一体となった犯罪に遭いにくいまちづくりの推進							県民生活課
安全・安心なまちづくりの普及								
研修会の開催	自主防犯活動従事者等を対象に安全・安心なまちづくりに関する知識の向上を目的とした研修会の開催							県民生活課
広報・啓発	リーフレットの配布やホームページの活用、キャンペーン等による安全・安心なまちづくりの普及							県民生活課
地域安全活動の強化								
高齢者と子ども帰り道ふれあい事業の実施(再掲)	小学校低学年児童の下校時に地域の高齢者が通学路を巡回し、児童の安全確保及び高齢者との交流事業を実施する市町村への助成 【数値目標】H16 - H21 150校 延べ学校数							児童家庭課
地域住民・防犯ボランティアとの協働	子どもの通学路等における安全を確保するための地域住民・防犯ボランティアとの協働による防犯パトロール、広報							警・生活安全企画課
防犯講習の開催	不審者侵入事案、声かけ事案等に対する対応要領、知識を習得し、子どもが犯罪被害に遭わないための防犯講習							警・生活安全企画課
子ども緊急通報装置の設置	子どもの通学路等における安全確保のため、通報者の画像と音声で通話できる装置の設置 【数値目標】H16 1か所 H21 3か所 設置か所数							警・生活安全企画課
「子ども110番の家」	「子ども110番の家」と学校、地域の連携の推進 【数値目標】H16 8,110か所 H21 9,000か所 設置か所数							警・生活安全企画課
犯罪等に関する情報提供	子どもが被害者となる犯罪防止のため、犯罪手口等の情報を提供							警・生活安全企画課
学校における安全活動の強化								
危機管理マニュアルの作成	児童、生徒の安全を確保するための公立学校における危機管理マニュアル作成の促進 【数値目標】H16 76% H18 100% 作成率							教・スポーツ健康課
私立学校の安全対策	園児、生徒の安全を確保するための私立学校における設備等の安全対策への支援 【数値目標】H16 31校(園) H21 42校(園) 実施学校(幼稚園)数							私学文書課

...新規事業

(3)交通安全の推進

現状と課題

本県では車道、歩道とも全国に比べて狭く、人口10万人当たりの交通事故死者数は、全国平均を大きく上回っています。このため、交通安全思想の普及・啓発や体系的な交通安全教育の実施、道路交通環境の整備などにより、交通安全をなお一層推進する必要があります。

施策の方向

交通安全思想の普及徹底を図るため、関係機関・団体で構成する推進協議会により、各種交通安全運動の展開や子どもへの交通安全教育などを総合的に推進します。

安全意識の普及・啓発を図るため、子どもの年齢や発達段階に応じた印象に残る交通安全教育を推進します。

交通事故を防止するための防護柵、道路照明や歩行者、自転車の安全性を確保するための交通安全施設の整備を進めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
交通安全意識の啓発								
交通安全教室	さちかぜ号による啓発	→						警・交通企画課
交通安全運動キャンペーン	交通安全思想の普及徹底を図るためのキャンペーン	→						県民生活課
セーフティドライブ・チャレンジ作戦の実施	交通事故「0」をめざす参加型交通安全運動(5人1チームにより200日間の安全運転を目指す) 【数値目標】H16 5,516チーム H21 6,000チーム 参加チーム数	→						県民生活課
交通安全施設等の整備								
道路標識、信号機などの整備	道路標識、信号機などの各種交通安全施設の整備	→						道路管理課 警・交通規制課
「あんしん歩行エリア」の整備	エリアの指定(H16 7か所)や交通安全施設等の整備	→						警・交通規制課
街路等を整備する事業(再掲)	安全・安心なまちづくりのためのあんしん歩行エリア内道路の整備 【数値目標】H16 75% H21 93% 事業か所の整備率	→						道路整備課 道路企画室 道路管理課 都市計画課

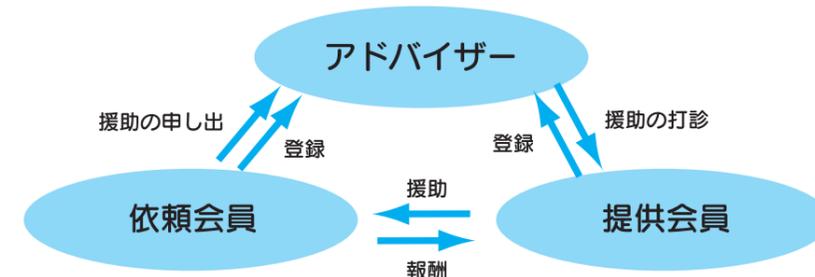
子育てサポート

ファミリー・サポート・センター事業って何？

1 しくみ

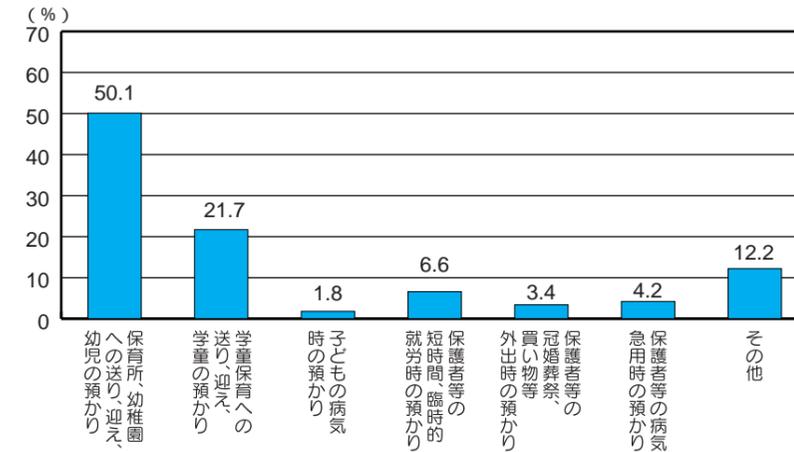
育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、援助を行いたい人(提供会員)が登録する会員制の相互援助組織により、保育所や学校、放課後児童クラブの時間外に子どもの預かり、送迎などのサービスを行います。

依頼会員はいつでも安心して子どもを預けることができること、提供会員は信頼されやりがいや楽しさを感じているなど、事業を高く評価しています。



2 活動状況

「保育所、幼稚園への送り、迎え、幼児の預かり」、「学童保育への送り、迎え、学童の預かり」などに多く利用されています。



資料出所: (財)女性労働協会「平成14年度ファミリー・サポート・センター活動状況調査」

3 県内のファミリー・サポート・センター

名称	所在地	所管部署課	運営方法	事業開始年度	報酬 ①通常活動 ②その他の活動	援助対象児
甲府市ファミリー・サポート・センター	〒400-0862 甲府市朝氣2-2-22 TEL 055-223-2253 FAX 055-223-2253	甲府市子育て支援課	直営	平成10年度	700円/時間 800円/時間	生後3か月～12歳
富士吉田市ファミリー・サポート・センター	〒403-8601 富士吉田市下吉田1842 富士吉田市役所保健福祉部福祉課内 TEL 0555-22-1111(内166) FAX 0555-22-1769	富士吉田市福祉課	直営	平成10年度	700円/時間 800円/時間	0歳～小学6年生
大月市ファミリー・サポート・センター	〒401-0015 大月市花咲10 大月市子ども家庭総合支援センター TEL・FAX 0554-23-1152	大月市福祉事務所	直営	平成17年度	750円/時間 その他に交通費等の負担あり	生後6ヶ月～10歳

数値目標一覧表

区分 (節)	事業名	数値目標			担当課
		H16	H21	目標単位	
第1節 多様な保育ニーズへの対応					
1(1)	通常保育の実施 1	20,399人	21,600人	保育所在籍児童数	児童家庭課
1(1)	幼稚園における預かり保育の実施	57園	63園	実施幼稚園数	私学文書課
1(1)	延長保育の実施 2	108か所1,960人	160か所2,800人	実施保育所数、定員	児童家庭課
1(1)	夜間保育の実施 3	1か所 25人	2か所 65人	実施保育所数、定員	児童家庭課
1(1)	福祉サービスに対する第三者評価事業推進のための体制整備	-	40か所	評価事業所数	福祉保健総務課
1(1)	幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員を対象とした研修会の実施	1,800人	2,200人	参加人数	私学、児童、教・義務
1(1)	その他の認可外保育施設への支援	14か所	36か所	実施保育所数	児童家庭課
1(2)	3歳未満児保育の実施	4,941人	6,493人	在籍児童数	児童家庭課
1(2)	休日保育の実施 4	1か所 10人	31か所 1,100人	実施保育所数、定員	児童家庭課
1(2)	一時保育の実施 5	60か所 167人	115か所 360人	実施保育所数、定員	児童家庭課
1(2)	特定保育の実施 6	3か所 16人	15か所 80人	実施保育所数、定員	児童家庭課
1(2)	病後児保育の実施(施設型) 7	1か所 4人	10か所 30人	実施か所数、定員	健康増進課
1(2)	病後児保育の実施(派遣型) 8	-	9,300回	年間実施回数	健康増進課
1(2)	児童養護施設等における児童の短期養育の実施(ショートステイ) 9	-	3か所 29人	実施か所数、定員	児童家庭課
1(2)	放課後児童クラブの実施 10	155か所 6,088人	180か所 7,400人	実施か所数、定員	児童家庭課
1(2)	ファミリー・サポート・センターの設置促進 11	2か所	10か所	実施か所数	児童家庭課
第2節 子育てにかかる負担感の軽減					
2(1)	地域子育て支援センターの設置 12	23か所	51か所	設置か所数	児童家庭課
2(1)	つどいの広場の設置 13	4か所	39か所	設置か所数	児童家庭課
2(1)	子育て支援コーディネーターの養成	-	200人	養成人員	教・社会教育課
2(1)	母親クラブへの支援	31か所	38か所	設置か所数	児童家庭課
第3節 次代を担う子どもたちの健全育成					
3(1)	児童ふれあい交流の促進	12市町村	20市町村	実施市町村数	児童家庭課
3(1)	異年齢児との交流	18地域 26団体	40地域 60団体	助成団体数	青少年課
3(1)	「遊び、学ぶ、子育て教室」の開催	-	H19 30市町村	延べ市町村数	児童家庭課
3(1)	地域の青少年活動への指導者派遣	-	100人	講師派遣数	青少年課
3(1)	児童館の整備促進	57館	70館	設置数	児童家庭課
3(1)	児童厚生員の研修	95人	170人	児童厚生二級指導員資格取得者数	児童家庭課
3(1)	おじいちゃん、おばあちゃん先生の派遣	-	80か所	延べか所数	児童家庭課
3(1)	高齢者と子ども帰り道ふれあい事業の実施	-	150校	延べ学校数	児童家庭課
3(1)	高齢者グループの子育て支援等の活動に助成	35グループ	H18 75グループ	活動グループの累計	長寿社会課
3(1)	高校生の一日リハビリテーション体験	230人	300人	参加者数	長寿社会課
3(1)	ふれあいいりハピリ交流大会	119人	170人	ボランティア参加者数	長寿社会課
3(2)	こどもエコクラブ交流エコ教室の開催	41人	80人	参加者数	循環型社会推進課
3(2)	やまなしどんぐりクラブの育成	900人	1,000人	参加者数	みどり自然課
3(2)	学校林の活用	24校	38校	学校林を活用した学校数	みどり自然課
3(2)	100万本植樹運動	27万本	H22 100万本	植樹数	林業振興課
3(2)	子ども樹木博士の認定	135人	335人	子ども樹木博士認定者数	みどり自然課
3(2)	緑の少年隊の育成	3,688人	4,000人	緑の少年隊隊員数	みどり自然課
3(3)	高校生インターンシップ推進事業	1,100人	1,800人	参加者数	教・高校教育課
3(3)	進路に関わる啓発的経験の実施	87%	100%	職場体験実施率(中学校)	教・義務教育課
3(3)	ものづくり技能者の育成促進	87人	120人	参加者数	職業能力開発課
3(3)	訓練の充実	79.2%	100%	普通課程訓練受講者の就職率	職業能力開発課
3(4)	青少年関係施設の利用促進	657,000人	712,000人	青少年関係施設利用者数	青少、児童、教・社会
3(4)	非行防止啓発リーフレット、ステッカーの作成、配布	12,700部	13,000部	年4回の発行部数	青少年課
3(4)	「暮らしの教室」の実施	3,000人	4,000人	参加者数	県民生活課
3(4)	「教職員研修」の実施	40人	160人	参加者数	県民生活課
第4節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み					
4(1)	育児支援家庭訪問活動	-	14市町村	実施市町村数	児童、健康
4(1)	市町村ネットワークの構築	6市町村	全市町村	市町村ネットワーク数	児童、健康
4(2)	里親制度の普及と登録者の拡大	94人	110人	里親登録者総数	児童家庭課
4(2)	里親による養育の拡充	19%	23%	措置児童全体における里親養育の割合	児童家庭課

区分 (節)	事業名	数値目標			担当課
		H16	H21	目標単位	
4(2)	児童養護施設の整備	5か所	6か所	設置か所数	児童家庭課
4(2)	地域小規模児童養護施設の設置促進	1か所	2か所	設置か所数	児童家庭課
4(2)	児童養護施設における小規模グループケア	3か所	4か所	設置か所数	児童家庭課
4(2)	児童養護施設における心理職員の配置	2名	5名	職員配置数	児童家庭課
4(5)	障害児への在宅支援(ホームヘルプサービス)	26,524時間	26,524時間	利用時間	障害、健康
4(5)	障害児への発達支援(デイサービス)	72人分	72人分	利用人数	障害福祉課
4(5)	重症心身障害児(者)を抱える家庭への支援(重症心身障害児(者)通園事業)	15人分	30人分	利用人数	障害福祉課
第5節 親子の健康増進と小児医療の充実					
5(1)	出産に関する知識の普及	85%	100%	母親学級を実施する市町村の割合	健康増進課
5(2)	禁煙・分煙施設認定事業の推進	413か所	1,500か所	認定施設数	健康増進課
5(4)	総合周産期母子医療センター	H15 6.4人	H20 5.3人	出生千人当たりの周産期死亡率	医務課
第6節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実					
6(1)	地域の人材を活用した教育	53%	75%	活用校の割合	教・義務教育課
6(1)	全日制単位制高校の設置	3校	4校	設置数	教・新しい高校づくり推進室
6(1)	総合学科高校の設置	3校	5校	設置数	教・新しい高校づくり推進室
6(1)	少人数教育の推進「かがやき30プラン」	小学1年	小学2年	実施対象学年	教・総務、教・義務
6(1)	国語力の向上	2校	全校	実践校	教・高校教育課
6(2)	心に元気をはぐくむ道徳教育の推進	50校	H18 150校	延べ実践校数	教・義務教育課
6(2)	児童生徒の心に響く道徳教育の推進	4校	8校	延べ実践校数	教・義務教育課
6(2)	命の大切さを学ぶ体験活動の推進	-	8校	延べ実践校数	教・義務、教・高校
6(2)	遠くの町の体験活動	2校	8校	延べ実践校数	教・義務教育課
6(2)	豊かな体験活動	12校	24校	延べ実践校数	教・義務、教・高校
6(2)	豊かな心の育成の推進	50校	H18 150校	延べ指定校数	教・義務教育課
6(2)	学校不適応児童生徒に対する支援	33.3%	42%	児童生徒の再登校率	教・義務、教・高校
6(2)	スクールカウンセラーの配置・派遣	70校	100校	配置校数	教・義務、教・高校
6(3)	個に応じた多様な教育の推進	43園	50園	実施幼稚園数	私学文書課
6(3)	幼稚園における子育て支援活動	-	H19 5園	実施幼稚園数	私学文書課
6(3)	子育て相談や施設の地域への開放	48園	50園	実施幼稚園数	私学文書課
6(4)	障害児就学前教育相談の充実(プレスクールシステム)	1,300回	1,600回	開催回数	教・高校教育課
6(4)	交流活動の推進	38校	40校	交流提携校数	教・義務、教・高校
6(5)	親育ちの推進	139講座	170講座	講座数	教・社会教育課
6(5)	地域子ども教室	27か所	50か所	実施か所数	教・社会教育課
6(6)	指導者講習会の開催	180人	220人	参加者数	教・スポーツ健康課
6(6)	総合型地域スポーツクラブの育成支援	5%	85%	市町村実施率	教・スポーツ健康課
第7節 仕事と子育てを両立するための支援					
7(1)	育児休暇制度啓発パンフレット作成	H15 0.7%	10%(国の目標)	男性の育児休業取得率	労政雇用課
7(1)	労働時間短縮の啓発	H15 1,853時	1,800時間(国の目標)	年間総実労働時間	労政雇用課
7(1)	農村女性活動推進プランの実践	195件	230件	家族協定締結数	農業技術課
第8節 子育てを安全安心にできる環境づくり					
8(1)	街路等を整備する事業	75%	93%	事業か所の整備率	道整、道企、道管、都市
8(1)	歩道のフラット化を進める事業	44km	64km	歩道のフラット化延長	道路管理課
8(1)	店舗等におけるベビースーツ等の設置促進	-	50か所	設置か所数	児童家庭課
8(1)	公園緑地の整備	1.6m ²	1.8m ²	1人当たり都市公園面積	都市計画課
8(1)	河川空間の整備	-	33か所	設置か所数	治水課
8(1)	鉄道駅のバリアフリー化	2駅	5駅	バリアフリー化実施駅数	リニア交通課
8(1)	乗合バスのバリアフリー化	12%	25%	ノンステップバス導入率	リニア交通課
8(1)	公営住宅の整備	604戸	810戸	戸数	住宅課
8(1)	優先入居の推進	13戸	新築住宅の2割	戸数	住宅課
8(2)	子ども緊急通報装置の設置	1か所	3か所	設置か所数	警・生活安全企画課
8(2)	「子ども110番の家」	8,110か所	9,000か所	設置か所数	警・生活安全企画課
8(2)	危機管理マニュアルの作成	76%	H18 100%	作成率	教・スポーツ健康課
8(2)	私立学校の安全対策	31校(園)	42校(園)	実施学校(幼稚園)数	私学文書課
8(3)	セーフティドライブ・チャレンジ作戦の実施	5,516チーム	6,000チーム	参加チーム数	県民生活課

1～13の数値目標は、市町村のニーズに基づき設定し、国の「子ども・子育て応援プラン」に用いられた項目

第3章 やまなしの特性を生かした重点プロジェクト

テーマ「地域が子育て、企業も子育て」

地域で子育てプロジェクト

【プロジェクトの目的】

本県では、核家族化や共働き家庭の増加、勤労形態の多様化から保育サービスの果たす役割が、ますます重要なものとなっています。

特に、低年齢児からの保育や保育時間の延長、休日の保育、一時的、緊急的な保育ニーズに対応した保育、病気をした幼児のための保育など、多様な保育サービスの充実が求められています。

また本県には、全国上位の健康寿命が示すように、元気な高齢者が多いことや愛育会などの地域活動が活発なことから、これらの地域資源を活用した取り組みが期待されています。

このため、市町村と連携しながら計画的に地域の実情あるいは保育ニーズに柔軟な対応ができる体制を整備するとともに、高齢者など地域の人材を活用し、保育サービスの安定的な供給や質の確保を図ります。

【プロジェクトの展開方法】

1 地域の高齢者の活用

高齢者を保育所や児童館などに派遣したり、小学生の下校を見守るなど、地域の高齢者を子育て支援に活用し、児童と高齢者の交流を促進します。

- 〔関連事業〕 ・おいちゃん先生・おばあちゃん先生の派遣
・高齢者と子ども帰り道ふれあい事業

2 地域活力の活用

愛育会による声かけ活動などを通じた子育て家庭への支援を行うとともに、子育て中の親が主体的に取り組んでいる子育てサークルや子育て支援団体等のネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進します。

- 〔関連事業〕 ・愛育会活動への支援
・子育てサークル等のネットワーク化

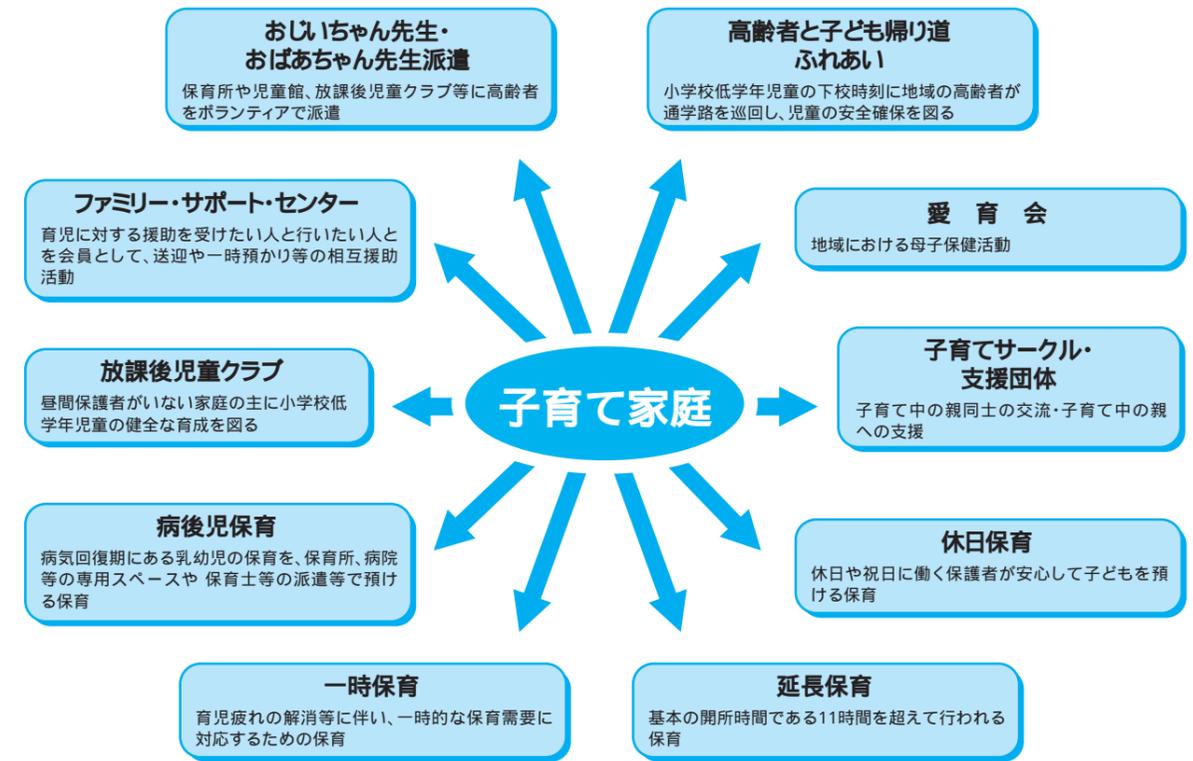
3 多様な保育サービスの充実

多様な保育サービスの向上や関係施設の整備など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実します。

主な事業	数値目標	
	平成16年度	平成21年度
延長保育の実施	108か所	160か所
休日保育の実施	1か所	31か所
一時保育の実施	60か所	115か所

主な事業	数値目標	
	平成16年度	平成21年度
病後児保育の実施（施設型）	1か所	10か所
放課後児童クラブの実施	155か所	180か所
ファミリーサポートセンターの設置	2か所	10か所

【多様な子育ての応援体制】



4 保育サービス向上のための第三者評価の実施

保育所におけるサービスの向上や利用者の選択の利便に資するため、第三者による児童福祉サービスの評価制度を導入し、結果を公表することにより、利用者の選択の幅を広げます。また、保育サービスの質の向上を図るための研修会を実施します。

- 〔関連事業〕 ・福祉サービスに対する第三者評価事業の推進
・幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員の研修会の開催

【10年後の目指すべき姿】

子育てをしている人が、子育ての喜びを実感しながら、いきいきと働くことのできる環境が整備されます。子どもたちと高齢者との交流の機会が増え、高齢者の長年培われた人間性にふれることにより、子どもたちの心豊かな成長が期待できます。

地域の見守りにより、子どもの下校時の安全が確保されます。

身近な地域における子育て支援が、活発に行われるようになります。

休日や祝日に働く保護者が安心して子どもを預けられる場が確保されます。

保護者の病気や冠婚葬祭などの緊急時や子育てに疲れた親への対応など、柔軟で一時的な保育サービスの充実が図られます。

放課後児童クラブが小学校区単位で整備され、学童保育を必要とする全ての子どもが安心して利用しています。

第三者による評価体制が整備され、公表されることにより、施設を選ぶための情報が充実するとともに保育の質の向上が図られます。

あんしん子育てプロジェクト

【プロジェクトの目的】

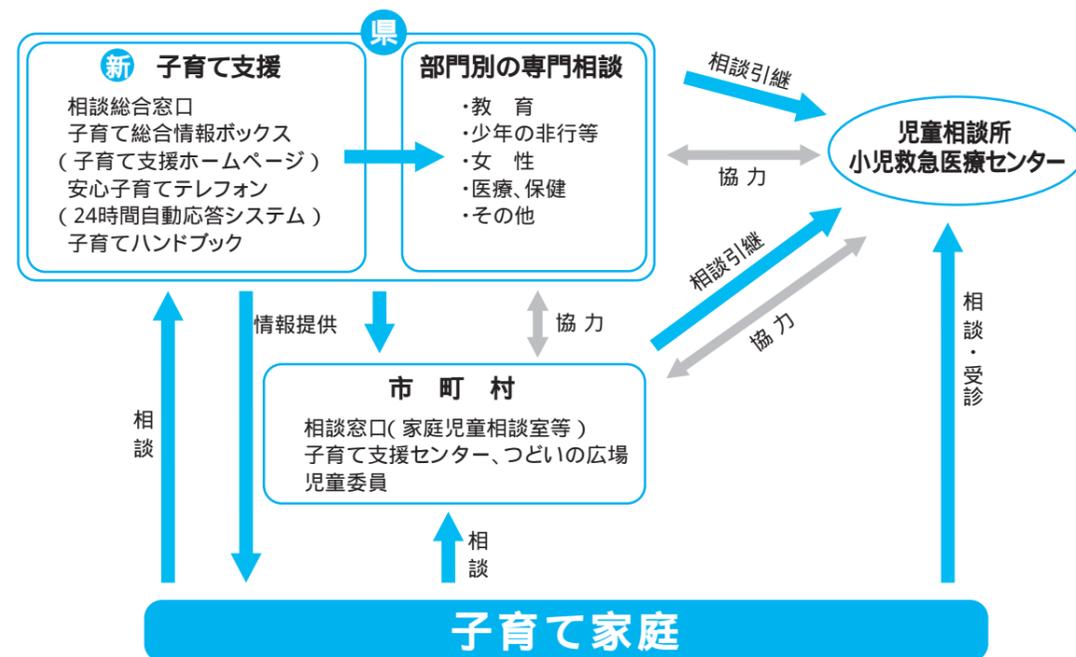
核家族化の進行や地域の連帯意識の低下等により、子育てやしつけ等についての知恵が祖父母や近隣住民等から受け継がれにくくなっており、子育てにかかわる親の不安や負担感が深刻化しています。

子育てに関する精神的不安の要因には、育児の孤立化や子育てに関する情報の不足、身近で子育てに接する機会が少なくなったことによる子育て力の低下が挙げられています。

また、安心して育児に取り組めるよう、子どもの発熱など急な病気への対応や子育てに不安を感じる保護者への支援などの体制の整備も求められています。

このため、様々な不安や悩みを抱えている子育て中の家庭に対して、子育て相談総合窓口を設置し、必要な情報を継続的、体系的に提供するとともに、様々な相談窓口との連携強化を図ります。さらに、小児の救急医療体制の整備や子どもの養育を支援する取り組みを促進します。

【あんしん子育ての流れ】



【プロジェクトの展開方法】

1 相談総合窓口の整備と情報提供の強化

子育て中の親が、悩みや不安を気軽に相談でき、必要に応じて専門機関に引き継ぐことができる相談支援体制を整備するなど、地域において安心して子育てができる環境づくりを推進します。

ITを活用して、子育てに関するさまざまな情報を収集、整理したホームページを構築するとともに、これから出産や育児をする親に対して、市町村を通じて子育てハンドブックを提供します。

- 〔関連事業〕
- ・子育て相談総合窓口の開設
 - ・子育て支援ホームページ(山梨県子育て総合情報ボックス)の開設
 - ・子育てハンドブックの作成配布

2 市町村子育て相談窓口との連携と支援の推進

電話によって、妊娠や子育てに関する様々な情報を、24時間いつでも簡単に得られるようにするため、電話自動応答システム「安心子育てテレフォン」を整備します。また、市町村の相談窓口と「安心子育てテレフォン」の連携を図るなど、市町村の相談窓口を支援します。

身近な地域での相談支援体制を整備するため、子育て中の親が気軽につどい、交流し、相談ができる子育て支援センター等の全市町村への設置を促進するとともに、子育てに関する的確なアドバイスを行うことができる人材を育成します。

- 〔関連事業〕
- ・24時間電話情報提供
 - ・地域子育て支援センター、つどいの広場の設置
 - ・子育て支援コーディネーターの養成
 - ・遊び、学ぶ、子育て教室

3 小児医療の充実

子育て中の保護者が、安心して育児に取り組めるよう、夜間や休日の子どもの急な病気等に対応できる小児救急医療体制の整備を行います。

子育て家庭の医療費の負担を軽減し、児童の健全育成を図るため、乳幼児やひとり親家庭の医療費を助成します。

- 〔関連事業〕
- ・小児初期救急医療センターの運営支援
 - ・小児二次救急医療体制の整備事業
 - ・乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費の助成
 - ・育成医療の給付

4 子どもの養育支援

乳幼児を持つ家庭にとって負担が大きい出産後間もない時期等に、保健師や子育てOBを派遣する訪問型育児支援を実施し、虐待の未然防止を図るとともに、虐待問題の啓発普及、適切な対応を行うための関係者の研修やマニュアルの作成など、子どもを守る体制を確立していきます。

- 〔関連事業〕
- ・育児支援家庭訪問活動
 - ・児童虐待対応マニュアルの作成
 - ・都留児童相談所の移転建設及び一時保護所の併設
 - ・親子養育訓練事業

【10年後の目指すべき姿】

県、市町村全てに子育てに関する相談窓口が設置されています。

子育てに関する情報が整備され、いつでも、どこからでもアクセスができ、子育て情報が入手できるようになります。

すべての子育て家庭が、身近な場所で気兼ねなく集まり、相談や交流ができるようになり、子育ての喜びを分かち合うことのできる社会が実現しています。

休日や夜間における小児救急体制が整備され、子どもの急病にも安心して医療機関にかかることができます。

各市町村に虐待防止ネットワークが構築され、地域の見守り体制が整い、子どもを虐待から守る体制が整います。

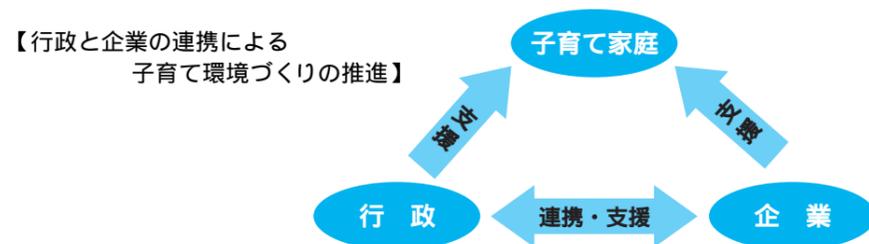
企業も子育て応援プロジェクト

【プロジェクトの目的】

仕事と子育ての両立を図るためには、保育サービスの充実とともに、育児休業の取得や短時間労働など、子育て中の勤労者が子育てしやすい労働環境を整える必要があります。

中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進など労働条件の改善を進める必要があります。このため、事業主の理解を深める取り組みを進めるとともに、企業における子育てしやすい環境づくりを支援します。

また、企業等による子育て環境づくりのための子育て支援施設の整備等について支援します。



【プロジェクトの展開方法】

1 仕事と子育ての両立支援のための普及啓発

子育てしやすい職場環境づくりについて理解を深めるため、県内企業の経営者等を対象としたセミナーを開催し、普及啓発を図ります。

育児休業後の職場復帰のための支援、時差出勤や施設を開放するなどの子育て支援を行う「子育て応援宣言企業」を募集し、取り組み事例を紹介したリーフレットや県のホームページをとおして広く県民に広報します。

育児休業制度等の促進を図るため、中小企業向けのパンフレットを作成し、配付します。

- 〔関連事業〕
- ・子育て支援セミナーの開催
 - ・子育てを応援する企業の募集、広報
 - ・企業の取り組み事例を紹介したリーフレットの作成
 - ・育児休業制度等促進のためのパンフレットの作成

2 子育て環境づくりを推進する企業等への支援

中小企業における育児休業制度等の導入を促進するため、経営者や人事労務管理担当者を対象に、育児休業制度等に関する規定の作成について、講習会や相談会を開催します。

育児休業制度等の導入や利用を促進するため、中小企業政策アドバイザーによる巡回相談を行います。乳幼児を連れた人が安心して外出し施設を利用できるよう、店舗等におけるベビーシートや授乳スペースなどの整備を促進します。

病院内や商店街の空き店舗等において、託児施設等の子育て支援施設の整備を促進します。

- 〔関連事業〕
- ・育児休業制度等の規定の整備のための講習会、相談会
 - ・労働条件改善のための相談、助言
 - ・店舗等におけるベビーシート等の整備促進
 - ・病院内保育施設の設置促進
 - ・中心市街地への一時保育施設の設置

そのほかの企業への支援事業

(財)21世紀職業財団

事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内に設置、運営を行う事業主等に対して費用の一部を助成します。

育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用について補助する旨を規定し、実際に補助等を行った事業主に対して一定割合を助成します。

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、原職等に復帰する旨の取扱いを規定し、休業取得者の代替要員を確保し休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給します。

育児両立支援奨励金

子を養育する労働者が利用する短時間勤務制度等を新たに規定し、これらの制度を利用した場合、事業主に対して支給します。

看護休暇制度導入奨励金

子を養育する労働者が、子の看護のために年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度を新たに規定し、労働者に利用させた事業主に対して支給します。

育児休業取得促進奨励金

育児休業取得促進のための環境整備を図る旨の届出を行い、促進のための措置を実施し、雇用する男性労働者及び女性労働者のそれぞれに育児休業取得者が生じた事業主に対して支給します。

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業等取得者がスムーズに職場復帰できるよう、労働者の能力開発・向上を図るために宅講習等の措置を実施した事業主等に対して支給します。

(財)こども未来財団

ベビーシッター育児支援事業

就労又は延長保育に従事するため、ベビーシッター育児支援サービスを利用した場合、財団と協定を締結した事業主の従業員等に対して利用料金を軽減します。義務教育就学前の双子等多胎児を養育する保護者や産前産後の受診や体調不良等により育児支援サービスを利用した場合、事業主に雇用された従業員に対して利用料金の一部を助成します。

地域児童健全育成施設整備助成事業

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等を対象とした放課後児童健全育成事業を実施する施設を整備する事業主等に対して工事費等の一部を助成します。

保育遊具等助成事業

従業員のための事業所内保育施設を運営している場合、保育遊具や給食・調理設備等を購入する事業主に対して、購入経費の一部を助成します。

保育活動促進事業

事業所内保育施設で、お年寄り等の協力を得て行う世代間交流活動や創意工夫をこらした保育活動を行う事業主に対して活動経費の一部を助成します。

融資利子補給事業

中小企業者等が、地域児童健全育成施設や事業所内保育施設等の整備について融資を受けた場合、償還にあたり利子補給を行います。

商工会等児童健全育成活動助成事業

幼児や児童を対象に、世代間交流活動や郷土文化の伝承活動等のグループ活動を行う商工会議所等に対して、活動経費の一部を助成します。

企業等福利厚生施設開放助成事業

事業主が所有するグラウンドや体育館等の施設を地域の児童健全育成活動として定期的に開放した場合、施設の維持管理経費を助成します。

授乳コーナー・キッズルーム整備助成事業

デパート等不特定多数の人が利用する施設に、授乳コーナー、キッズルームを整備した場合、施設の設置者に対して工事費等を助成します。

商工会等育児支援助成事業

商店街の空き店舗を利用して子どもを一時的に遊ばせたり、世代間交流等を実施する商工会議所等に対して、活動経費の一部を助成します。

【10年後の目指すべき姿】

安心して育児休業等が取得でき、男女がともに家族との時間を大切にできる職場環境を実現します。

(育児休業取得率 男性10%、女性80%)

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保され、男性の育児参加が進み、男性も家庭で子どもと向き合える時間が持てるようになります。

企業において多様な働き方の選択肢が整えられ、育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となります。

乳幼児を連れた人が、外出に不便を感じることなく、安心して施設を利用できるようになります。

商店街の空き店舗等を活用した一時的な託児施設等が設置され、気軽に買い物をしたり、子育て中の親子の交流ができるようになります。

次世代育成支援地域行動計画

やまなし子育て支援プラン

資料編

《「やまなし子育て支援プラン」のできるまで》

平成15年	7月16日	次世代育成支援対策推進法の成立
	8月22日	行動計画策定指針の告示(関係7省庁)
	10月15日	山梨県少子化対策推進本部の設置 ・全庁的な取り組みの促進について ・「行動計画策定のための市町村ガイドライン」の策定について
	12月24日 ~平成16年1月6日	県政モニター「次世代育成支援対策に関するアンケート」の実施
	1月28日	第1回次世代育成支援のための懇話会 ・「行動計画策定のための市町村ガイドライン(素案)」について
	2月25日	第2回次世代育成支援のための懇話会
	3月25日	平成15年度第2回山梨県少子化対策推進本部 ・「行動計画策定のための市町村ガイドライン」の策定
	6月24日	平成16年度第1回山梨県少子化対策推進本部 ・次世代育成支援地域行動計画の策定について
	6月30日 ~7月5日	第1回市町村行動計画策定状況ヒアリング
	7月8日 ~7月22日	保育所連合会、保護者会、子育てサークル等との意見交換
	8月19日	第3回次世代育成支援のための懇話会
	8月25日	平成16年度第2回山梨県少子化対策推進本部 ・次世代育成支援地域行動計画に係る骨子(案)について
	9月2日 ~7日	第2回市町村行動計画策定状況ヒアリング ・市町村目標数値集計
	11月18日	平成16年度第3回山梨県少子化対策推進本部 ・次世代育成支援地域行動計画(素案)について
	11月25日	第4回次世代育成支援のための懇話会
	12月24日 ~平成17年1月23日	パブリックコメントの実施
	2月17日	平成16年度第4回山梨県少子化対策推進本部 ・やまなし子育て支援プランの策定

次世代育成支援のための懇話会設置要綱

(趣旨)

- 第1 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる環境づくりを集中的・計画的に取り組むための次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するに当たり、広く関係者から意見を聴取するために、「次世代育成支援のための懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) ガイドライン及び行動計画の策定にあたり、意見提言を行うこと
 - (2) 行動計画の策定に係る調査研究に関すること
 - (3) その他行動計画に関連して必要と思われること

(組織)

- 第3 懇話会は、委員23名以内で組織する。
- 2 懇話会の委員は、学識経験者、市町村長、関係団体等から知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。
 - 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第4 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 懇話会は、会長が招集する。
- 2 懇話会においては、会長が議長となる。
 - 3 会長が必要と認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第6 懇話会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において処理する。

(雑則)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会について必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成16年1月28日から施行する。

この要綱は、平成16年8月19日から施行する。

《次世代育成支援のための懇話会委員 名簿》

(50音順)

氏名	役職等	備考
浅川 護	山梨県公立小中学校長会会長	
雨宮 孝信	山梨県保育所連合会会長	
鮎川 庄司	山梨県私立幼稚園協会副理事長	
飯窪さかえ	山梨県女性団体協議会会長	
池川 睦平	甲府市主任児童委員連絡協議会会長	
池田 政子	山梨県立女子短期大学教授	
石川 洋司	山梨県町村会会長	
岡村 美好	山梨大学大学院医学工学総合研究部工学学域社会システム工学系 助手	
斉木 賢治	山梨県医師会理事	
里吉 和子	山梨県看護協会会長	
清水 祝子	山梨県愛育連合会会長	
新海 博恭	山梨県児童館連絡協議会会長	
田中甲子男	日本労働組合総連合会山梨県連合会会長	
中橋 治人	山梨県防犯協会専務理事	
中村 照人	山梨県市長会会長	
三神 敬子	山梨学院短期大学学長	会長
宮川 睦武	山梨県中小企業団体中央会会長	
宮沢 由佳	子育て支援センターちびっこはうす代表	
森沢 昌子	子育て支援ハッピーキッズ代表	
山田 一功	山梨県PTA協議会会長	
依田 茂己	日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	副会長
渡辺 桂子	山梨労働局雇用均等室長	
渡辺 登	山梨県青少年団体連絡協議会会長	

《途中で退任された委員》

(50音順)

氏名	役職等	備考
一瀬 広	前山梨県医師会理事	平成16年8月まで
岩間 光弘	前山梨県私立幼稚園協会理事長	平成16年8月まで
大柴 恒雄	前山梨県町村会会長	平成16年5月まで
金丸 幸夫	前山梨県児童館連絡協議会会長	平成16年8月まで
三枝 剛	前山梨県市長会会長	平成16年8月まで
志村 史哉	前山梨県保育所連合会副会長	平成16年8月まで
須田 清	前山梨県公立小中学校長会会長	平成16年8月まで

山梨県少子化対策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 急速に進行する少子化に適切に対応し、幅広い分野において施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、山梨県少子化対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(運営)

第2条 本部において、次の各号に掲げる事項を連絡協議する。

- (1) 少子化対策に係る行政施策の企画調整及び推進に関する事
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定に関する事
- (3) 少子化対策に関する情報交換に関する事
- (4) その他目的達成に必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 組織は、次のとおりとする。

- (1) 本部は、庁議を構成する職にある者をもって構成する。
- (2) 本部長は知事とし、本部長代理に副知事を、副本部長に福祉保健部長を充てる。
- (3) 本部の機能を補佐するため、本部に山梨県少子化対策推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。
- (4) 幹事会は、部局連絡会議を構成する職にある者をもって構成し、幹事長は福祉保健部次長を充てる。
- (5) 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

(招集)

第4条 会議の招集は、次のとおりとする。

- (1) 本部は、本部長が招集する。
- (2) 幹事会は、幹事長が招集する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、福祉保健部児童家庭課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部等の運営に関する事項は、本部長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成15年10月15日から施行する。
- 1 この要綱は、平成16年5月14日から施行する。

次世代育成支援のための庁内連絡会議設置要綱

(趣 旨)

第1 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び施策の推進に当たり、関係各課等の連携を密にして円滑に検討を行うために「次世代育成支援のための庁内連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画素案の作成に関すること
- (2) 行動計画の施策の連絡、調整に関すること
- (3) 行動計画推進のための事業の進捗状況の把握に関すること

(組 織)

第3 連絡会議は、別表1に掲げる関係課(室)の所属長が指名する職員をもって構成する。

- 2 連絡会議に議長及び副議長を置き、議長には政策秘書室政策参事を、副議長には児童家庭課少子化対策推進監をもって充てる。
- 3 副議長は議長を補佐する。
- 4 連絡会議は、議長が招集する。
- 5 連絡会議は、必要に応じて別表2に掲げる部会に分かれて所掌事項を行う。

(庶 務)

第4 連絡会議の庶務は、児童家庭課において処理する。

(報 告)

第5 議長は、連絡会議の結果を随時、少子化対策推進本部副本部長に報告する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月5日から施行する。
- 1 この要綱は、平成16年5月11日から施行する。

《別表1》

関 係 課	リニア交通課、県民生活課、青少年課、男女共同参画課、私学文書課、 長寿社会課、児童家庭課、障害福祉課、医務課、衛生業務課、健康増進課、 循環型社会推進課、みどり自然課、林業振興課、 商業振興金融課、労政雇用課、職業能力開発課、 農政総務課、農村振興課、農業技術課、 土木総務課、道路企画室、道路管理課、治水課、都市計画課、住宅課、 建築指導課、 学校施設課、義務教育課、高校教育課、新しい高校づくり推進室、社会教育課、 スポーツ健康課、 生活安全企画課、交通企画課	35課室
-------------	---	------

《別表2》

第1部会 (子育て支援・教育環境・ 職業・福祉) 21課室	青少年課、男女共同参画課、私学文書課、長寿社会課、児童家庭課、障害福祉課、健康増進課、循環型社会推進課、みどり自然課、林業振興課、労政雇用課、職業能力開発課、農村振興課、農業技術課、学校施設課、義務教育課、高校教育課、新しい高校づくり推進室、社会教育課、スポーツ健康課、生活安全企画課
第2部会 (生活環境・安全)16課室	リニア交通課、県民生活課、商業振興金融課、障害福祉課、農村振興課、土木総務課、道路企画室、道路管理課、治水課、都市計画課、住宅課、建築指導課、義務教育課、スポーツ健康課、生活安全企画課、交通企画課
第3部会(健康) 5課	医務課、衛生業務課、健康増進課、農政総務課、スポーツ健康課

《次世代育成支援対策に関するアンケート 調査結果の概要》

平成16年2月
児童家庭課

1 調査の概要

- (1) 調査期間 平成15年12月24日～平成16年1月6日
- (2) 調査方法 県政モニター(20才以上の男女)による顧客満足度調査
次世代育成支援に関する34の施策について、重要度と満足度をそれぞれ5段階で評価してもらい、回答を点数化した。
- (3) 実施状況

モニター数	464人(一般モニター361人、インターネットモニター103人)
回答数	382人(一般モニター301人、インターネットモニター81人)
回答率	82.3%(一般モニター83.4%、インターネットモニター78.6%)

2 調査結果の概要

(1) 結婚の意識に関する質問

a 晩婚化の理由

13項目の中から3つまで選択して回答を得た結果、
 仕事をもつ女性が増え、女性の経済力が向上したから (68.3%)
 独身生活の方が自由であるから (52.9%)

の順で5割以上が回答しており、以下、
 結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなったから (39.8%)
 結婚後の家事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから (32.7%)

が上位を占めている。

その他の理由として、

- ・結婚の次に子育てをしようと思う人にとって、ある程度経済力を持っていたいと思うから
- ・仕事にやりがいを感じているから
- ・結婚するメリットがあまりないから

などがある。

また、20・30代の子どもがいる家庭では、
 独身生活の方が自由であるから (62.7%)

が最も多く、

仕事をもつ女性が増え、女性の経済力が向上したから (52.9%)
 結婚後の家事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから (45.1%)
 の順となっている。

b 結婚することの利点

11項目の中から2つまで選択して回答を得た結果、
 自分の家庭や子どもがもてる (64.7%)
 精神的なやすらぎがもてる (42.1%)

の順で上位を占め、以下、
 社会的信用を得られる (25.9%)
 愛する人と暮らせる (24.6%)

の順となっている。

その他の理由として、

- ・うれしいこと、つらいことなどに共に対応できる
 - ・社会の構成員としての自覚が確立する
- などがある。

また、20・30代の子どもがいる家庭では、
自分の家庭や子どもがもてる（84.3%）
が圧倒的に多く、
愛する人と一緒に暮らせる（35.3%）
精神的なやすらぎがもてる（29.4%）
の順となっている。

(2) 少子化対策に関する行政施策への県民意識

34の施策に対する顧客満足度は次のとおり

重要と考える施策(上位)

休日や夜間における小児救急医療体制の充実(子どもや母親の健康の確保)
通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備(安全・安心なまちづくり)
いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応する相談体制の強化(豊かな心、健やかな体の育成)
児童虐待防止のための関係機関の地域における協力体制(要保護児童への対応)
幼稚園・保育園や小・中学校、地域における交通安全教室の充実(子ども等の安全の確保)
20・30代の子どもがいる家庭では、児童虐待に代わり、小児医療に係る経済的負担の軽減が挙げられており、それぞれの重要度の度合いも高い。

(休日 1.92、 通学路 1.88、 いじめ 1.82、 小児医療 1.78、 幼稚園 1.78)

満足度に欠ける施策(上位)

道路、公園、駐車・駐輪場、公衆便所等の防犯上の設備の改善(安全・安心なまちづくり)
通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備(安全・安心なまちづくり)
出会い系サイトや有害情報等、子どもを取り巻く有害環境対策の推進(家庭や地域の教育力の向上)
幅の広い歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化(子育てを支援する生活環境の整備)
休日や夜間における小児救急医療体制の充実(子どもや母親の健康の確保)
20・30代の子どもがいる家庭では、 休日や夜間における小児救急医療体制の充実 が最も低い。(-1.22)

総合的にギャップが大きい施策(上位)

通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備(安全・安心なまちづくり)
休日や夜間における小児救急医療体制の充実(子どもや母親の健康の確保)
道路、公園、駐車・駐輪場、公衆便所等の防犯上の設備の改善(安全・安心なまちづくり)
いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応する相談体制の強化(豊かな心、健やかな体の育成)
出会い系サイトや有害情報等、子どもを取り巻く有害環境対策の推進(家庭や地域の教育力の向上)
20・30代の子どもがいる家庭では、

休日や夜間における小児救急医療体制の充実(3.14)

通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備(3.06)

の順でギャップの度合いも大きい。

説明 「総合的にギャップが大きい」とは重要度と満足度に乖離があるもの。103ページの(2)少子化対策に関する行政施策への県民意識を参照

(3) 意見・要望(自由回答) 主なもの

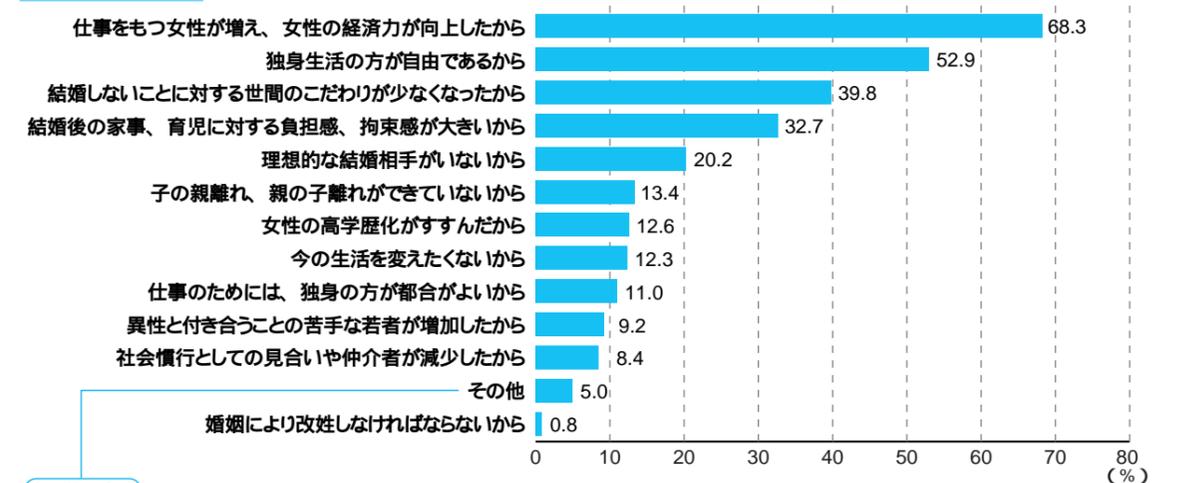
- ・女性の負担を減らすための子育て支援の充実が必要(女性20代)
- ・子育てに関する情報が十分に行き届くよう、上手に流すことが必要(男性30代)
- ・家庭で親による子どもへの社会モラルについて、しつけ教育が必要(女性60代)
- ・子どもの遊び場を身近なところに(女性30代)
- ・子どもたちが被害者、加害者になることのない環境づくりが必要(女性40代)
- ・子どもが病気の時、職場に気兼ねなく休暇がとれる体制づくり(女性40代)
- ・職場での援助体制(援助金や有給休暇等)(男性30代)
- ・多子家庭への援助金、出産祝い金(男性30代)
- ・教育手当の増額(男性60代)
- ・教育費や医療費など経済的な負担が大きすぎる(女性30代)
- ・少子化は経済的な社会状況が原因(男性40代)
- ・行政、教育機関による積極的な啓蒙、啓発が必要(男性50代)
- ・子育てに対する男性、会社、社会の意識向上(女性50代)

3 調査結果

(1) 結婚に関する県民意識

全体

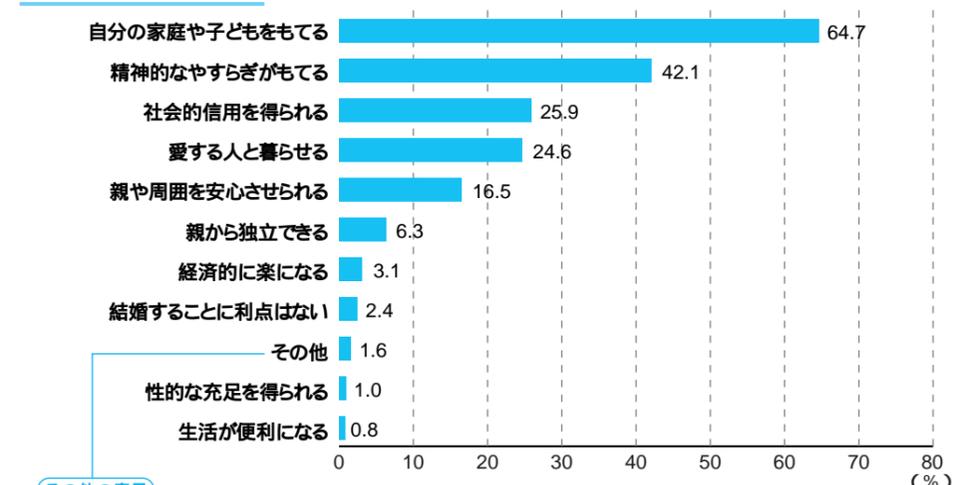
a 晩婚化の理由



その他の意見

- ・結婚の次に子育てをしようと思う人にとって、ある程度の経済力を持っていたいと思うから
- ・仕事にやりがいを感じているから
- ・結婚するメリットがあまりないから
- ・結婚して子供を作っても将来の安定感がみえないから
- ・戦後の学校教育が変わったから
- ・少子化傾向のため、対象者が少なくなった
- ・多数の異性との出会いがあるため、より良い条件をと思うから
- ・経済的な面での負担
- ・異性と出会う機会が少なくなってきている
- ・経済的に自立できないから
- ・精神年齢の低下や自立心の低下
- ・結婚後の生活が苦しそうだから
- ・仕事をもつ女性が増え、仕事に生き甲斐を感じるようになったから
- ・満足な育児が出来ない
- ・夫の給料だけでの生活ができなさそう

b 結婚することの利点



その他の意見

- ・うれしいこと、つらいことなどに対応できる
- ・社会の構成員としての自覚が確立する
- ・何かしら利点はあるかも知れないが、今は分からない
- ・将来的に年老いた親の面倒を共同でみることができる
- ・結婚することが当たり前なことなので、特に考えたことがない

(2) 少子化対策に関する行政施策への県民意識

全体

【地域における子育て支援】

- 1 市町村による情報提供や相談事業等の子育て支援事業の充実

【子どもや母親の健康の確保】

- 2 妊娠期から乳幼児期を通じての健診、訪問指導、相談指導の充実
3 乳幼児期から正しい食事の摂り方や食習慣の定着といった食育の推進
4 思春期の性に関する健全な意識、性感染症予防に関する正しい知識の普及や相談体制の充実
5 休日や夜間における小児救急患者への医療体制の充実
6 小児医療に係る経済的負担の軽減

【次代の親の育成】

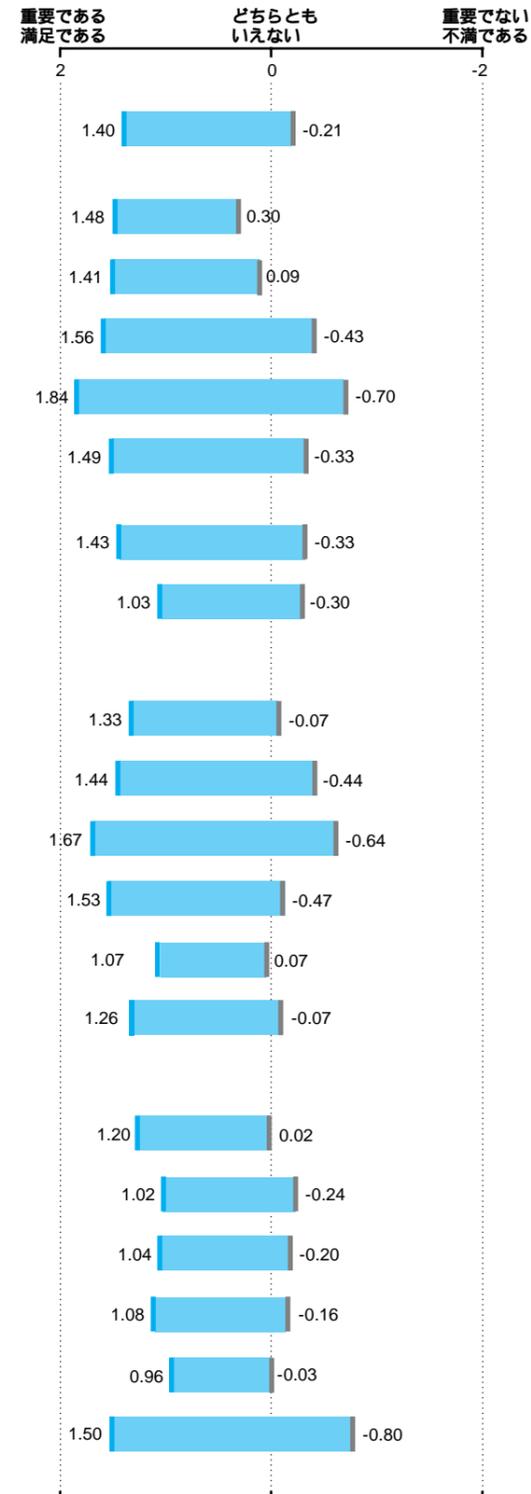
- 7 男女が協力して家庭を築き、子育てすることの意義の教育や広報啓発
8 中学生・高校生等に対して、子どもを生み育てることの意義を理解してもらうため、乳幼児とふれあう取組の推進

【豊かな心、健やかな体の育成】

- 9 豊かな心をはぐくむため、地域と学校との連携・協力による地域の自然環境や伝統行事とふれあう等、多様な体験活動の推進
10 豊かな心をはぐくむための道德教育の充実
11 いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応する相談体制の強化
12 問題行動や不登校に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関等とのネットワークづくりの推進
13 体育の授業や運動部活動等、学校におけるスポーツ環境の充実
14 心身の健康の保持増進に必要な知識や生活習慣等を確立するための健康教育の推進

【家庭や地域の教育力の向上】

- 15 公民館等の社会教育施設や乳幼児健診、就学時健診等のあらゆる機会における家庭教育に関する情報提供
16 子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成と配置による家庭教育に関する相談体制の整備
17 地域における子育てサークル活動の支援や子育てを支援するネットワークの形成
18 自然環境等地域の教育資源を活用した体験活動や世代間交流の推進
19 スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応じた地域のスポーツ環境の整備
20 出会い系サイトや有害情報等、子どもを取り巻く有害環境対策の推進



【子育てを支援する生活環境の整備】

- 21 公営住宅における多子世帯に対する優先入居制度の推進
22 幅の広い歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化の推進
23 全ての人々が日常的な健康づくりや余暇活動が行える都市公園等の整備
24 妊産婦や子ども連れにやさしい公園等のバリアフリー化や、使いやすい鉄道駅等の施設整備、バス車両の低床化等のバリアフリー化
25 公共施設等における子どもサイズ便器・手洗い器、授乳室等の整備
26 商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の整備

【安全・安心なまちづくり】

- 27 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備
28 道路、公園、駐車・駐輪場、公衆便所等の防犯上の設備の改善

【職業と家庭生活との両立の推進】

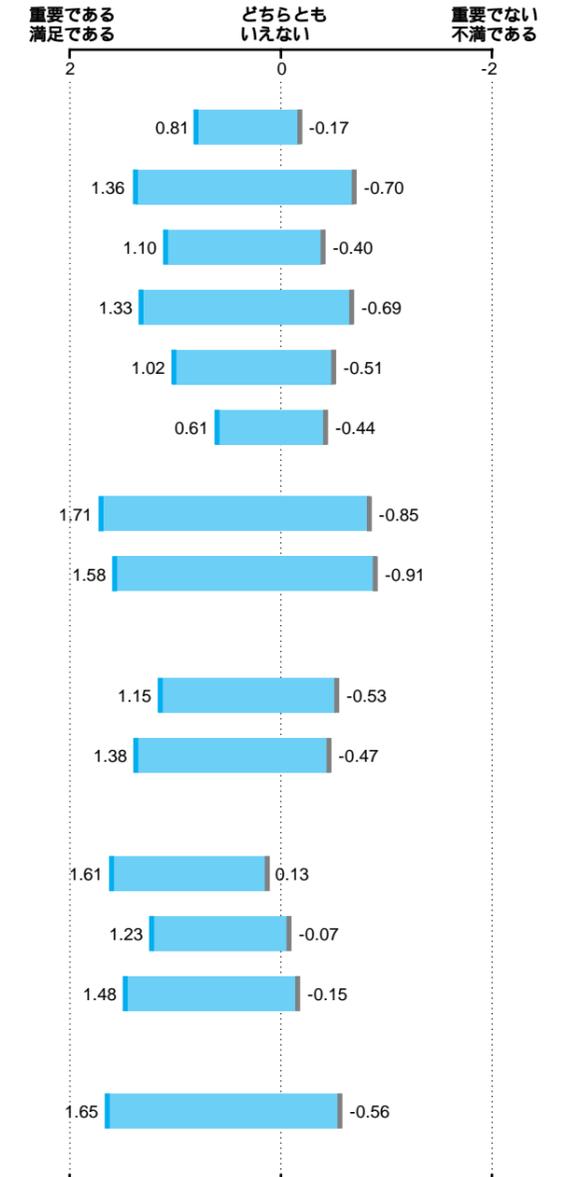
- 29 男性を含めた「働き方の見直し」や関係法制度等についての広報・啓発等を身近な市町村において推進
30 仕事と子育てを両立するための保育サービスの充実や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の設置促進

【子ども等の安全の確保】

- 31 幼稚園・保育園や小・中学校、地域における交通安全教室の充実
32 チャイルドシートの使用効果等の普及啓発やリサイクルの実施等、利用しやすい環境づくりの推進
33 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所「子ども110番の家」の充実・支援

【要保護児童への対応】

- 34 児童虐待防止のための福祉、保健、医療、教育、警察等の地域における協力体制の構築



次世代育成支援対策推進法

公 布：平成15年7月16日法律第120号

施 行：平成15年7月16日(附則第1条ただし書前段：平成15年8月22日，同後段：平成17年4月1日)

目 次

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 行動計画
 - 第一節 行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条 第十一条)
 - 第三節 一般事業主行動計画(第十二条 第十八条)
 - 第四節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)
- 第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)
- 第五章 罰則(第二十四条 第二十七条)
- 附則

第一章 総則

(目 的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十

六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

(主務大臣)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については

厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行動計画策定指針(抄)

(平成15年8月22日)

(国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)

目 次

- 一 背景及び趣旨
- 二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項
- 四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項
- 五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 六 一般事業主行動計画の内容に関する事項
- 七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

一 背景及び趣旨

政府においては、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきたところである。

しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されている。

急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進める必要がある。

こうした観点から、平成14年9月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとした。

また、これを踏まえ、平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめた。

あわせて、平成15年3月には、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年7月に成立したところである。

次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、法第8条第1項の市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することとされ、都道府県にあっては、法第9条第1項の都道府県行動計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することとされている。また、国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものにあつては、法第12条第1項の一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を届け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主にあつては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出るよう努めることとされている。さらに、国及び地方公共団体の機関等(以下「特定事業主」という。)にあつては、法第19条第1項の特定事業主行動計画(以下「特定事業主行動計画」という。)を策定することとされている。このため、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めることとされている。

この行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、(1)次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、(2)次世代育成支援対策の内容に関する事項、(3)その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるものである。

二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

1 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。)は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとする。

3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携

次世代育成支援対策は、市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携を始め、市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。

(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携

市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である。

(2) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携

法第10条第1項では、都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めることとされており、小規模市町村への配慮を含め、適切に対応することが必要である。

また、市町村及び都道府県は、行動計画の策定に当たって、相互にその整合性が図られるよう、互いに密接な連携を図ることが必要である。

さらに、市町村行動計画の策定に当たっては、必要に応じて広域的なサービス提供体制の整備等、近隣市町村間での連携・協力の在り方について検討することが必要である。

(3) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携

法第5条では、事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないこととされている。

また、一般事業主は、一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関する援助業務を行う次世代育成支援対策推進センターによる相談その他の援助を活用することなどにより、適切な一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望ましい。

さらに、地方公共団体及びその区域内に事業所を有する一般事業主は、行動計画の策定に当たって、地域における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、必要に応じて情報交換を行う等密接な連携を図ることが必要である。

4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

法第21条第1項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができることとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

なお、地域協議会の形態としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。

(1) 市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、意見交換等を行うため、地方公共団体、事業主、子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局等の幅広い関係者で構成されるもの

(2) 一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、情報交換等を行うため、地域の事業主やその団体等で構成されるもの

(3) 地域における子育て支援サービスの在り方等について検討を行うため、地域の子育て支援事業の関係者等で構成されるもの

(4) 家庭教育への支援等について検討を行うため、教育関係者等で構成されるもの

三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

(1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要である。

(7) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要である。

(8) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。

2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされる手続

(1) 現状の分析

市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」という。)については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。

このため、次世代育成支援対策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。

(2) ニーズ調査の実施

市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。

また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。

(3) 住民参加と情報公開

法第8条第3項及び第9条第3項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である。

また、法第8条第4項及び第9条第4項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。

3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等

(1) 計画策定の時期

市町村行動計画等に係る規定は平成17年4月1日から施行されることから、平成16年度中に策定することが必要である。

(2) 計画の期間及び見直しの時期

市町村行動計画等は、5年を1期とするものとされているため、1回目に策定される市町村行動計画等(前期計画)については、平成17年度から平成21年度までを計画期間として策定することが必要である。

また、市町村行動計画等は5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定することが必要である。

4 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検及び推進体制

市町村行動計画等の推進に当たっては、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である。

また、法第8条第5項及び第9条第5項では、市町村及び都道府県は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

5 他の計画との関係

(1) 保育計画等との調和

市町村行動計画等は、保育計画(児童福祉法第56条の8に規定する市町村保育計画及び同法第56条の9に規定する都道府県保育計画をいう。以下同じ。)、地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。)、母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条第2項第3号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。)、障害者計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条の2に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。)その他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画であって、

次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和が保たれたものとする必要がある。

なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市町村行動計画等と一体のものとして策定して差し支えない。

(2) 市町村の基本構想との調和

市町村行動計画については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即したものとすることが必要である。

四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

～ 略 ～

2 都道府県行動計画

都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第9条第1項において、(1)地域における子育ての支援、(2)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、(4)子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、(5)職業生活と家庭生活との両立の推進、(6)その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。

また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。

イ 保育サービスの充実

より質の高い保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。

また、区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービス等の質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。

エ 児童の健全育成

児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。

また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られる必要がある。

また、計画の策定に当たっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとするのが望ましい。

さらに、保健所等都道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。

ア 子どもや母親の健康の確保

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。

また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。

また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。

イ 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

ウ 思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。

エ 小児医療の充実

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進することが必要である。

オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。

カ 不妊治療対策の充実

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の

教育環境等の整備に努めることが必要である。

(ア) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。

(イ) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。

また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育関係者の専門的研究協議の推進を図るとともに、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、人事交流、免許の併有等、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。

また、子育て経験者等の「子育てサポーター」や子育ての当事者である親等により構成される子育て支援ネットワークの運営を行う人材の養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談で

きる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではなくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。

さらに、市町村と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。

イ 良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、幅の広い歩道、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備等を推進

(イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

(ウ) 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用等を推進

エ 安心して外出できる環境の整備

(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要である。

イ 仕事と子育ての両立の推進

国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等を対象としたセミナー、会議の開催等により、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することが必要である。

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。

(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施

(ウ) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進

(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。

児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにするとともに、市町村における虐待防止ネットワークが有効に機能するための支援を行うなど、市町村との協力関係の確保に努めることが必要である。

また、専門性の向上を図るための研修等について、関係機関及び市町村との連携の下に推進することが必要である。

イ 母子家庭等の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めることも重要である。

ウ 障害児施策の充実

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、育成医療の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

また、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校については、特殊教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

～ 後略 ～